

三浦海岸海水浴場賑わい創出企画運営業務委託仕様書

1 業務名称

三浦海岸海水浴場賑わい創出企画運営業務

2 業務場所

三浦海岸海水浴場周辺及びその他業務遂行に必要な場所

3 業務目的・コンセプト

(1) 業務目的

本業務は、令和5年度まで地域団体により設置・運営されてきた三浦海岸海水浴場を令和7年度から公設化し、より魅力ある海水浴場に再生させる地方創生事業「三浦海岸海水浴場再生事業」において、特に「海岸での賑わい創出」を図る業務である。

三浦海岸海水浴場再生事業では、本業務に加え、下記5(1)オからキに記載する各種取組を組み合わせて実施することにより、三浦海岸を中心とした市内の賑わいを創出し、入込観客数の増加、また三浦海岸を周遊の目的地化することによる市内観光客消費額の増加を図るものである。

令和7年度の三浦海岸海水浴場は、令和5年度まで三浦海岸で営業してきた海の家が設置されないため、海水浴場における日よけの設備や来訪の動機となるコンテンツが不足している状況にある。その中で、広い砂浜、駅からのアクセスの良さ、安全かつ家族で訪れやすい海岸といったこれまでの三浦海岸海水浴場のセールスポイントは生かしつつ、海の家を中心とした従来型の海水浴場から脱却し、競合する他の海水浴場にはない新しい特徴・魅力を打ち出し、リブランディングを図ることで、市内外から三浦海岸への来場者数を再び10万人を超える規模に増加させ、賑わいを創出することを目的とする。

また、本業務により多様な団体・事業者等の三浦海岸における取組を促進することにより、各種団体・事業者等との関係性の構築を促進し、将来的な地域における海岸活性化の推進体制づくりやその推進体制による自走化の基礎とすることや、秋～冬期間の利用の将来的な常態化を目指してイベントを実施し、海水浴シーズンの事業効果を閑散期に波及させることも併せて目的としている。

(2) 基本コンセプト

三浦海岸の3つの基本的な魅力(①広い砂浜、②駅からのアクセスの良さ、③安全かつ家族で訪れやすい海岸)を生かしつつ、海岸での賑わい創出のトータルデザインをプロデュースするもので、下記に掲げる要素をキー・コンセプトとして取り組むこと。

ア 海の家がない中でも、また近年のような酷暑の中でも快適に過ごせる「コンフォー

ダブルステイ（快適な滞在）」の環境づくり

イ 遊泳以外の海岸への来訪の目的となるコンテンツとして、一定の規模の新たなファン獲得が期待できる「ビーチスポーツ」、「音楽」及び「文化」コンテンツによる新たな魅力の創出

ウ 酷暑の日中以外に海岸を楽しめる「朝・夕方～夜時間の海岸利用」

エ 将来的な地域における海岸活性化の推進体制づくりの基礎とすることを目指した多様な主体の連携

※ なお、業務受託後に提案に基づく本市と受託者の協議によるコンセプトの磨き上げを期待する。

4 業務内容

(1) コンフォータブルステイゾーンにおけるリゾート感を感じることでできる日よけ環境の整備・提供業務

海水浴場設置期間中（令和7年7月12日～令和7年8月31日）、海の家がない中でも、また近年のような酷暑の中でも快適に過ごせる環境として、日よけができ、リゾート感を感じることでできる設備・備品等を1日におおよそ200人程度が使用できるよう設置・整備し、来場者に供すること。

なお、次項の業務を併せて実施できるよう、必要な規模の人員配置及び管理事務所機能を海岸に設置すること。

(2) 賑わい創出イベント等の企画・運営業務

ア 海水浴場設置期間中の賑わい創出イベント等の企画・運営

海水浴場設置期間中に、下記の環境整備・イベント等の企画運営を行うこと。

(ア) ビーチスポーツ環境の整備・イベント誘致・体験コンテンツ提供

1種類以上のビーチスポーツのコート等の環境を整備し、大会やイベントを誘致・実施するとともに、来場者にビーチスポーツ体験コンテンツを提供すること。

(イ) 音楽イベント等

海辺の雰囲気に適した音楽を楽しめるライブ等のイベント等を1回以上実施すること。

なお、実施にあたっては、過去に海岸での音楽で騒音トラブル等があったことに鑑み、近隣住民への騒音にならない音量となることを厳守し、音楽のジャンル等に配慮するとともに必要に応じて近隣住民への事前周知に協力すること。

(ウ) 朝・夕方～夜時間の海岸利用イベント等

近年の酷暑を踏まえ、朝・夕方～夜時間を活用した、概ね50人以上の来場者を目標としたイベント等を実施すること。なお、夕方～夜時間のイベント等については、5(1)キの「(仮称)三浦海岸アートビーチパーク事業エリア」で別途整備される予定の灯りの設え等も活用し、5(1)カの「マルシェ（飲食・物販）エリ

ア」で別途実施される飲食・物販エリアの夜間営業との連携・相乗効果を図り双方への集客を目指すものとする。

a 実施日・回数

- ① 朝時間のイベント等 海水浴場設置期間中の土日祝日のうち計3回以上
- ② 夕方～夜時間のイベント等 海水浴場設置期間中の土日祝日のうちの計17日間以上

b 実施時間

- ① 朝時間のイベント等 海水浴場営業時間前（9時までの間）とする。
- ② 夕方～夜時間のイベント等 17時～20時とする。

(エ) (ア)～(ウ)に係る各種団体や事業者等と連携したイベント等

集客に加え、多様な団体や事業者等が三浦海岸で連携し関係性を構築することを目的として、上記(ア)～(ウ)のイベント等のうち、計6回以上は地元の団体や三浦海岸海水浴場に親和性のある事業者等と連携したイベント等（地域交流イベント等（主に地域住民を対象としたイベント等）1回以上を含む。）とすること。

なお、委託者は三浦海岸海水浴場再生事業に対する企業版ふるさと納税による寄附のマッチング支援業務を朝日放送テレビ株式会社に令和6年度から令和7年度にかけて委託している。当該業務委託においては、寄附のマッチングに加えて寄附事業者と本市との関係構築・深化を図る取組も行うこととしており、寄附事業者が三浦海岸において何らかの連携した取組を、企業版ふるさと納税の制度において認められる範囲内で実施する可能性がある。そのような取組が企図された際に受託者は、朝日放送テレビ株式会社や寄附事業者と連携を図り、取組の実現に努めること。

イ 秋～冬期間の賑わい創出イベント等の企画・運営

海水浴場設置期間外の秋～冬期間（令和7年9月15日～令和8年1月15日とする。）の間に海岸の通年活用モデルとなるような賑わい創出イベント等を1回以上実施すること。

(3) 広報・プロモーション業務

三浦海岸海水浴場の魅力向上と効果的な誘客を図るため、上記(1)(2)を含む期間中海岸で行われる各種関連事業・施策について広報・プロモーションを行うこと。

ア 提案には、ウェブサイト（ランディングページ）の設置又はSNS（Instagram、X等）による情報発信（海水浴場設置期間中週2回以上発信）を含めること。

イ 提案には、海岸へのPR資機材（例：のぼり旗等のサイン等）の設置を含めること。

なお、PR資機材の設置にあたっては、別途実施される下記5(1)キ「(仮称)三浦海岸アートビーチパーク事業」においても実施予定であるため、例えば1つのPR資機材に本事業と(仮称)三浦海岸アートビーチパーク事業の両方を掲載するなど発

信する情報やデザインの連携を図ること。

(4) その他

ア 業務の実施にあたっては、統括責任者を配置すること。統括責任者は、委託業務全般における統括的な業務を行い、全業務従事者の管理・監督を行う者とする。

イ 受託者は、業務の進捗状況及び課題等について市に報告を行い、また業務履行にあたっての調整又は確認を行うため、随時打合せを実施すること。

ウ 受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、市に対して予算の範囲内で積極的にこれを提案すること。

エ 本業務の目的を踏まえ、実施趣旨を逸脱しない範囲で事業内容充実の目的であれば、事前に本市と協議し、本市から了承を得たものに限り、区域内での物品販売やレンタル業務等を行うことができる。ただし、関係法令を遵守するとともに、係る経費は受託者の負担とする。

オ 本業務の目的を踏まえ、実施趣旨を逸脱しない範囲で事業内容充実の目的であれば、事前に本市と協議し、本市から了承を得たものに限り、協賛企業等を募集し、協賛金等を得て事業費にあてることができるものとする。

カ 提案内容の実施にあたっては、本市と事前協議するとともに、実施内容に応じた手続（建築確認申請手続）が必要になる可能性がある。手続が必要になった場合は、受託者の負担により行うこととする。ただし、事業実施までに建築確認申請手続が完了しない可能性があることに留意されたい。

キ 業務の実施に際し、受託者の故意又は過失によらず賠償責任（第三者に損害を及ぼした損害含む。）は受託者が負うものとする。受託者は施設賠償責任保険（対物・対人）に必ず加入すること。

ク 業務の実施に際して事故等が発生した場合は、受託者の故意又は過失の有無、相手方が特定できないものなどその如何によらず、受託者として責任を持って対応することとし、原因や相手方が特定できない損害（第三者に及ぼした損害含む）の負担については、市と受託者における役割や業務分担、関与の程度等を踏まえた上で協議によるものとする。

5 与件

(1) 提案エリアの概要

次ページの図に示す三浦海岸海水浴場に隣接する「賑わい創出事業提案エリア」を提案対象地とする。

ア 名称

三浦海岸（三浦海岸海水浴場）

イ 所在地

三浦市南下浦町上宮田

ウ 提案対象エリア面積

約 12,250 m²

・賑わい創出イベント／ビーチスポーツ提案エリア	約 10,000 m ²
・コンフォータブルステイ環境提供エリア	約 2,250 m ²

※対象エリアの全面積を活用する必要はない。

図：提案エリア図（青色で示す範囲が提案エリア）



注：エリア区分けや設置物等は令和7年2月現在の想定であり、今後変更の可能性がある

エ インフラ等

（ア） 水道

別紙1のとおり海岸に給水管が配管されている。この給水管を使用することが可能であるが、使用する場合には、給水管接続工事や水道使用料等、係る経費の一切は受託者が負担すること。

（イ） 電気

別紙2のとおり海岸に電柱・電線があり、この電線から電気を引き込むことが可能であるが、引き込みを行う場合には、電気引き込み工事や電気使用料等、係る経費の一切は受託者が負担すること。

オ 【参考】提案エリアに隣接するエリア① 三浦海岸海水浴場整備エリア

神奈川県海水浴場等に関する条例・規則（以下「条例」・「規則」という）に従い、海水浴場の設置に必要となる施設等を整備する。（上図の赤色のエリア）

（ア） 実施主体 三浦市

（イ） 実施期間 令和7年7月12日（土）～令和7年8月31日（日）（計51日間）（予定）

（ウ） 開場時間 9時～17時

（エ） 整備する主な海水浴場関係施設等 管理事務所（案内所、救護所、監視員控室、監視用物品保管庫を含め、電気及び水道の供給設備も含む）、遊泳区域識別ブイ、掲示板、場内放送設備、仮設シャワー室（排水枳含む）、仮設トイレ及び流水式手洗い設備、ロッカー棟、監視台・遊泳標旗備品、ごみ容器等、喫煙専用区域、海浜地駐輪場（いずれも予定）

カ 【参考】提案エリアに隣接するエリア② マルシェ（飲食・物販）エリア

三浦の食材を使用した料理を提供するキッチンカー等や地場の野菜や雑貨・クラフトを提供するテント等の出店（（仮称）三浦海岸ビーチマルシェ）を運営する。（上図の黄色のエリア）

（ア） 実施主体 三浦市（運営事務局：（一社）三浦市観光協会）

（イ） 営業時間（予定） 海水浴場設置期間中の10時～17時（土日祝日10時～20時）

キ 【参考】提案エリアに隣接するエリア③ （仮称）三浦海岸アートビーチパーク事業エリア

三浦海岸をアートツーリズムの1拠点として位置付けるとともに、アートをキーワードとして三浦半島の周遊に繋げることを目的として、夏の三浦海岸エリアを舞台にアートプロジェクトを開催する。また、砂浜に設置するアートインスタレーションの一部は照明効果を有するアート作品として土日祝日を中心として夕方～夜時間に点灯展示を予定している。（上図の白色のエリア）

（ア） 実施主体 三浦観光情報発信協議会（予定）

（イ） 実施期間 海水浴場設置期間中

（2） 費用負担等

ア 本業務に係る工事費、通信費、光熱水費、消耗品費、燃料費、建築確認申請に係る経費及びその他運営に係る経費については受託者の負担とする。また、損害保険は受託者において加入する。

イ 本業務に係る備品等の置き場は、受託者が用意することとする。

ウ 提案内容実施に係る海岸占用申請手続は、市が行う。なお、必要な図面等は受託者が市に提供することとする。

エ その他、費用負担が不明確なものについては、市と受託者が協議のうえ決定する

ものとする。

(3) その他注意事項

本業務は、主に三浦海岸の海浜地において行う業務である。海岸の管理者は神奈川県であり、使用にあたっては占有許可が必要になる。占有手続は前項に記載のとおり市が行うが、受託後に提案内容の一部又は全部について神奈川県から占有許可が得られない場合には、当該認められなかった提案内容について、計画の変更等を求める場合がある。

また、占有許可が得られた場合であっても、業務実施前や実施中に占有物件に対し神奈川県から指導・指示等があった場合にはこれらに従うこと。

6 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

7 成果物

(1) 報告書

事業成果報告に加え、事業実施を通して生じた課題や要した費用、収入等を踏まえ、次年度以降にも活用できる「持続可能な運営モデル（案）」を作成・提出すること。

紙媒体1部、電子媒体1式

(2) その他関連資料

必要部数（最終的には電子媒体も納品）

(3) 納入先

三浦市経済部もてなし課

8 その他事項

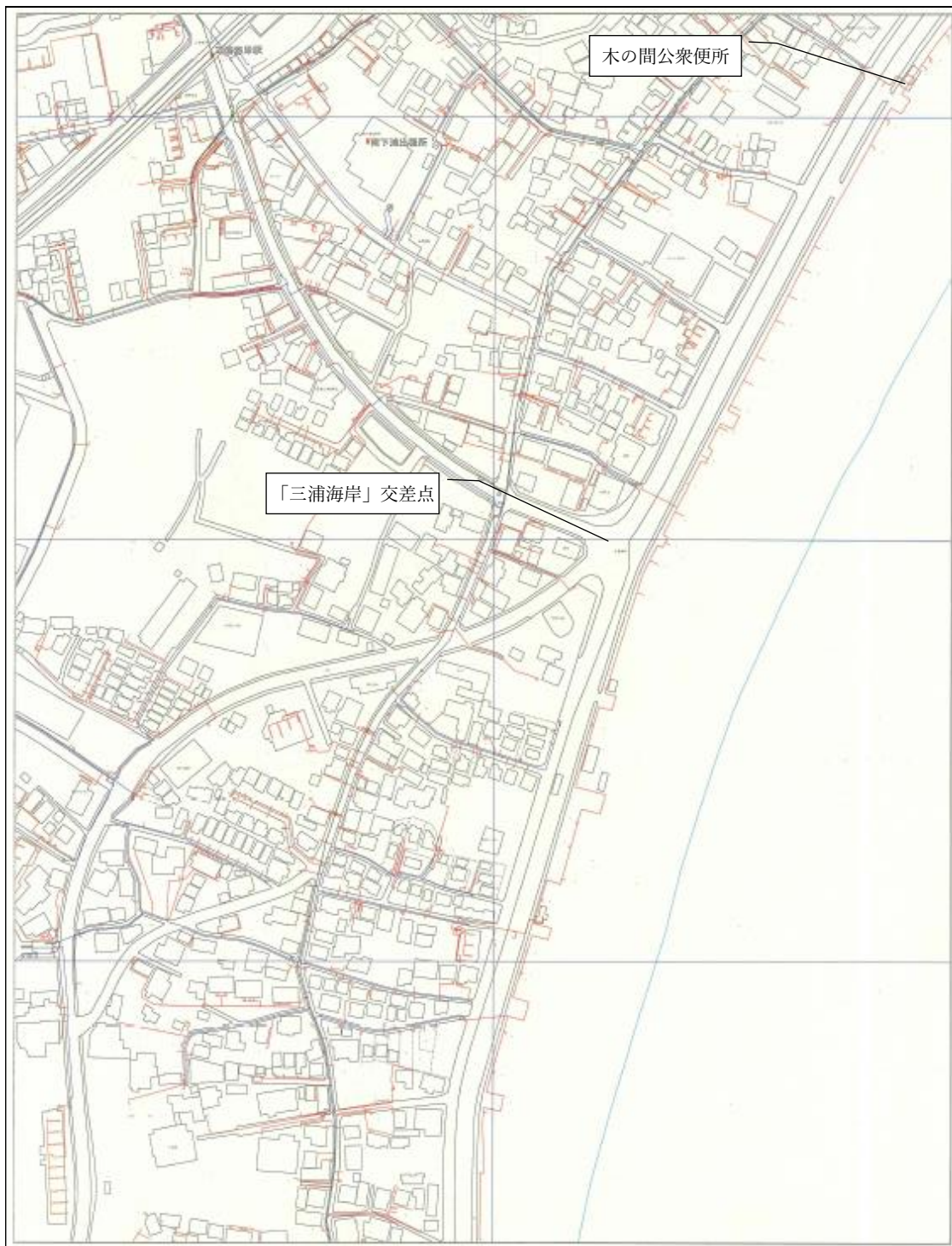
(1) 本業務の実施に当たっては、三浦市契約規則によるほか、本仕様書及び別途作成する契約書に基づき施行すること。なお、本仕様書及び契約書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定する。

(2) 本業務の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議を行い、事前に委託者の了解を得た上で業務を遂行する。

(3) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、委託者の承認を得た上でその一部を委託することができる。

(4) 本仕様書は、公募型プロポーザル実施に向けて作成したものであり、公募型プロポーザルの実施結果を踏まえ、必要に応じて、契約締結時に修正する。

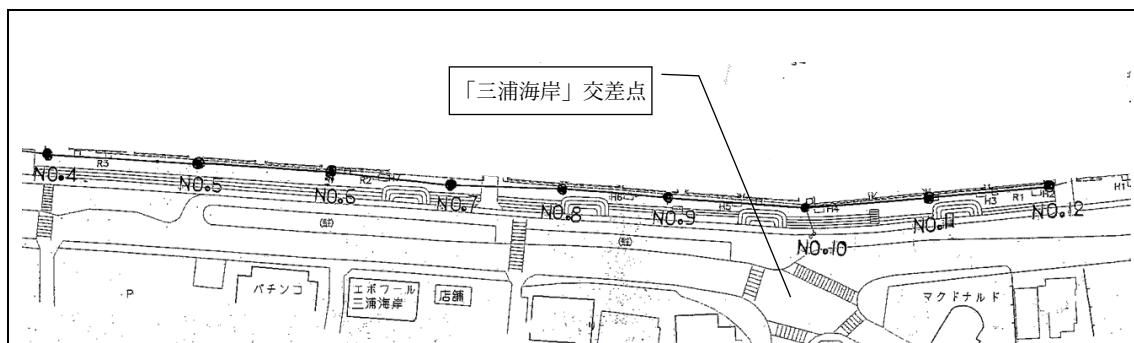
別紙1 海岸における給水管図



※ 赤色の線が給水管・配水管を示す。

※ この図は参考図であり、現況と異なる場合がある。

別紙2 海岸における電柱・電線の位置図



※ No.4 から No.12 までの黒丸が電柱を示す。